

大和市監査委員告示第17号

令和4年5月30日付け大和市監査委員告示第15号をもって公表した総務部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月29日

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市監査委員 山田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(契約検査課) 工事請負・委託業務契約に関する事務において、履行期間を誤認し、変更契約を締結しているものがあつた。</p>	<p>(契約検査課) 相手方に事情を説明し、変更契約書の変更契約日を訂正した。 変更契約日設定の際は、複眼審査により決定することを徹底し、契約書全般の審査について、チェックシートを用いることで誤認防止の徹底を図る。</p>